

令和2年 第3回 坂戸市 農業委員会 会議録

開催年月日				令和2年3月25日(水)				
開催場所				坂戸市役所 201 会議室				
開会時刻・宣告者		午後 2 時00分		会長		石川 猛		
閉会時刻・宣告者		午後 3 時17分		会長		石川 猛		
会長 石川 猛 会長職務代理者 市川 武夫				出席委員 19名		欠席委員 0名		
農 業 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	
	1	高橋 光行	出席		12	宇津木 一昭	出席	
	2	林 真由美	〃		13	鹿ノ戸 健次	〃	
	3	市川 武夫	〃		14	栗原 昇	〃	
	4	石川 猛	〃		15	清水 定人	〃	
	5	中里 和子	〃		16	齋藤 直志	〃	
	6	武藤 恭久	〃		17	山崎 好典	〃	
	7	黒川 英巳	〃		18	亀田 康好	〃	
	8	根本 武男	〃		19	森田 和夫	〃	
	9	小島 保	〃		〃			
	10	松永 貴夫	〃					
11	斉藤 喜作	〃						

議事参与者	事務局長	書記	出席説明者
	田隴 佳秀	川島 豪 林 信久 藤野 泰弘	
会議件名及び顛末			

会 長 委員の皆様ご苦勞様です。
現在の出席農業委員 11 人、欠席委員 0 人であります。
よって、定足数に達しておりますので、只今から、令和2年第3回農業委員会
を開会いたします。

会 長 会議規則第4条に基づき、会議の議長を務めさせていただきます。
それでは会議を開きます。

議 長 本日の議事日程につきましては、配布しました会議次第のとおりです。
直ちに議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名委員を定めることについてを上程し議題とします。
議事録署名委員は2名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、3番市川委員、5番中里委員を指名します。

議 長 日程第2 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。

1番の案件について事務局より説明してください

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の申請地は、申請人が生まれる昭和29年以前より自宅の出入口及び植木場として利用しておりました。自宅の東側に道路がありますが、宅地より数十cm高く出入りが危険であることから、南側の市道を利用するため申請地を出入口として、また、出入口の東側の残地については植木場として利用してきました。昭和45年の都市計画法線引き前から出入口等として利用しており、昭和39年の航空写真で確認することができるとともに出入口は生活上必要なものであること、また、植木場については、出入口を追認した場合、残地として農地が残り管理が難しいことから川越農林振興センター職員と協議したところ、現状のまま追認することはやむを得ないとの判断を受けたため今回の申請に至ったものです。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、既存施設の追認であるため要せず、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については、敷地内での浸透処理となっており、周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第4条第6項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
担当地区より補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1番 三芳野地区 中里農業委員 お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席5番 申請人宅は、東側の道路との段差が1mほどあり出入りが困難状況であるため、長年使用している南側の通路より出入りをしておりましたが、転用がされておらず農地のままであったため農地転用申請に至ったものです。申請地以外自宅の出入口としては考えられないことから、小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

議 長 それでは採決を行います。

議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。
よって、議案第 11 号は、許可相当と決定いたします。

議長 日程第 3 議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程し議題といたします。
はじめに 1 から 4 番の案件について事務局より説明をしてください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番の譲受人は、妻と子供の 3 人でにつきい花みず木二丁目の賃貸住宅に住んでいます。子供が生まれ、家財道具が増え手狭になったことから自己用住宅を建築することとなりました。申請地の選定理由は、申請地は現在の住まいに近く、今までと同様車通勤が可能であり子供が 4 月から坂戸保育園に入園しますが通園しやすいこと、実家の越生町と日常的に行き来が可能な距離であること及び 3 台分の駐車スペースが確保できること等です。現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されておりました。

農地転用許可基準の立地基準は、上、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路に面し容易に接続が可能で、かつ申請地から 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設その他の公共・公益施設が設置されている場合、第 3 種農地と判断されます。

申請地は、北側の市道に給水管及び下水管が埋設され接続が可能であり、かつ 500m 以内に市立入西小学校及び脳神経外科あることから第 3 種農地に該当すると考えます。

また、一般基準では、資力については、全額融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については下水本管への放流となっており、周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

2 番の譲受人は、妻と 2 人で申請地に隣接する住宅に住んでいますが、住宅は築 38 年が経過し老朽化してきたこと、夫婦とも高齢となり 2 階への階段の昇降は身体への負担が大きいことなどから、平屋建てへの改築を計画しました。

申請地の選定理由は、独立した子供 2 人が家族を連れて毎週のように訪れ、時には宿泊していくこと、また、将来は長男が同居する予定であり、平良屋の 2 世帯住宅を建築するには、既存の敷地だけでは敷地が狭すぎるため、隣接の申請地を譲り受けて建築する計画としました。申請地は、いつでも農地として利用できるよう適正に管理されておりました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha 以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第 1 種農地に該当すると考えられますが、不許可の例外を規定している農地法施行規則第 35 条第 5 号に規定する既存の施設の拡張に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額自己資金で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水は合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

3 番について説明します。譲受法人は、昭和 61 年に設立、平成 21 年現住所に移転し、遊戯機器用部品の製造販売を行っています。平成 27 年農地法第 5 条許可を受け、671 m²の農地を 18 台分の駐車場へ転用しましたが、その後の業務拡大に伴い平成 28 年

に、駐車場に新工場を増設したため駐車スペースが不足することとなりました。このため、不足分の駐車場を確保するため転用申請に及んだものです。

申請地の選定理由は、申請地が既存駐車場に隣接しており一体利用が可能であることです。先日現地調査を行った結果、農地として適正に管理されておりました。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、不許可の例外を規定している農地法施行規則第35条第5号に規定する既存施設の敷地拡張に該当すると考えられません。

また、一般基準では、資力については、全額自己資金で賄い、申請地の転用行為の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は地下浸透となっており、周辺農地の営農に支障を生じるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

4番は、先月審議していただいた計画変更申請で、県の承認があったため今回5条の許可申請に及んだものです。譲受人は、昭和59年に石井に自動車整備工場を開業し、自動車修理及び塗装等に関する事業を行っていますが、車検等の依頼が多くなり、保管・駐車スペースが確保できなくなったため申請地を駐車場として転用するものです。

申請地の選定理由は、申請地は、工場から約500mと近く車の管理が容易であり、また、車等の通行料が少なく交通安全面が確保できることです。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額自己資金で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は地下浸透となっており、周辺農地の営農に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当地区より、補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1番 入西地区 齊藤農業委員 2・3番 三芳野地区 栗原推進委員

4番 勝呂地区 森田推進委員 お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席11番 1番の申請地の南側には脳神経外科、西側には入西小学校があります。22日に現地調査を行った結果、農地として適切に管理されておりました。譲渡人は申請地周辺に田を所有していますが、ここ数年、耕作はしていない状況であり高齢となったことから申請地を手放す決心をしたものです。申請地は、につきいニュータウンに隣接する第3種農地であることから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席14番 2番案件については、令和元年5月の農業員会で農用地からの除外について審議をいただき、同年10月に除外告示がなされ、そして、今回の申請に至ったものです。転用による近隣農地への影響はないものと考えられるため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席 16 番 3 番は、事業拡張に伴い従業員用駐車場が不足するため、隣接農地を駐車場として転用するための敷地拡張申請です。申請地は農地として適切に管理されているとともに転用により近隣農地の営農に影響を及ぼすことは考えられないことから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議席 19 番 4 番の申請地は先月の農業委員会において計画変更について審議していただきました。譲受人は、自動車整備工場を営んでおりますが、工場敷地が手狭になったことから、申請地を駐車場として転用するものです。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

議 長 それでは採決を行います。

議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。

よって、議案第 12 号は、許可相当と決定いたします。

議 長 日程第 4 議案第 13 号 農用地利用集積計画（案）についてを上程し議題といたします。事務局より説明してください。

事務局 令和 2 年 3 月分の農用地利用権設定申出状況についてご説明します。

今月の申し出は、新規分が 55 件、111 筆、面積 84,921 m²で、その内、一般分は、11 件、33 筆、26,782 m²、農地中間管理事業分は、借入 27 件、貸付 17 件で 78 筆、58,139 m²です。

3 月 1 日設定後の利用権集積面積は、2,593,463.20 m²で、今回設定する面積は 84,921 m²、合意解約した面積が 25,067 m²ですので、4 月 1 日設定後の利用集積面積は、2,653,317.2 m²となります。

次ページ以降に、今月分の利用集積計画の詳細がございます。

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決を行います。

議案第 13 号 農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。

よって、議案第 13 号は、原案のとおり決定いたします。

議 長 日程第 5 報告第 4 号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 専決処分の報告について説明いたします。

【報告事項を朗読】

議 長 事務局の説明が終わりました。
ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議 長 次に、次第4のその他について事務局より説明してください。

(その他について資料により説明)

議 長 その他について、委員さんから何かございますか。

議席18番 農業委員及び推進委員の選任に係るスケジュールを早い段階で出していただきたい。

事務局 委員の選任については、3月議会の同意案件となっているため、あまり早い時期で動き始めることには懸念があるが、この点等を含めスケジュールを検討し委員の皆さんにお示ししたい。

議席13番 毎年1-1-1運動の報告書を提出することになっているが、それほど報告すべき実績がない状況でも報告しなければならないのか。

事務局 1-1-1運動の報告については、取扱いが変更になり、従来各委員、年1報告となっていたものが、各委員会、年1報告となった。

議席17番 例年委員任期最終年に卒業旅行を実施していたが今回予定はないのか。

事務局 公費は支出できないが、皆さんが私費で実施したいとの希望があれば事務局でもご協力をさせていただく。

議 長 以上で、令和2年第3回坂戸市農業委員会を閉会させていただきます。
閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

上記会議の顛末に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年3月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員